

(予算特別委員会資料)

平成31年度

予算説明書

(第1回定例市会)

教育委員会

目 次

1	平成31年度教育委員会予算編成方針	1
2	平成31年度教育委員会予算の主要事業	3
3	平成31年度歳入歳出事項別計算書	14
(1)	歳入歳出予算一覧	14
(2)	歳入予算の説明	15
(3)	歳出予算の説明	21
4	債務負担行為	42
5	予算関連議案	47
第36号議案	神戸市立博物館条例の一部を改正する条例の件	48
第37号議案	神戸市立小磯記念美術館条例及び 神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例の件	56
第38号議案	神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件	66

1 平成 31 年度教育委員会予算編成方針

我が国の社会状況は、人口減少、少子・超高齢化の一層の進展、急速な技術革新、グローバル化の進展、地域社会・家庭の変容など大きく変化している。教育委員会は、これらの変化に柔軟に対応していく必要があり、平成 31 年度に策定する「第 3 期神戸市教育振興基本計画」において、今後 5 年間の神戸の教育の方向性を定め、これに基づき施策を着実に推進していく。

このような状況のもと、学校教育においては学力の向上をはじめ施策の充実が求められているが、次期学習指導要領の実施に向けて、ICT 環境の効果的な活用も図りながら着実に対応していく。また「働き方改革」の取組が進む中で、教員が子供と向き合う時間を確保し学級経営を円滑に進めるためにも、教員の多忙化対策をはじめ学校の組織力の強化に引き続き取り組んでいく。

学校施設においては、一部の地域で民間の住宅開発等に伴う児童生徒の急激な増加による学校の過密化や教室不足への対応も喫緊の課題となっている。また、近年、台風や豪雨災害等の自然災害発生時に避難所としても使用される学校施設等の熱中症対策が求められており、その対策を講じていく。

このほか、三宮や西神地域などにおける駅周辺の整備にあわせた図書館サービスの向上、博物館のリニューアルによる施設・展示等の充実および文化財の保存・活用などの取組を積極的に推進する。

一方、垂水区中学生自死事案における一連の不祥事や、後を絶たない教職員による不祥事の根絶に向けて、平成 30 年 7 月に設置した「組織風土改革のための有識者会議」の報告を踏まえ、具体的なプログラムを策定し、教育委員会を挙げて再発防止および組織風土改革に全力で取り組む。

平成 31 年度教育委員会予算の編成にあたっては、これらを総合的に踏まえながら、「神戸市教育振興基本計画」と「神戸市教育大綱」の方針に沿って、次の施策に重点的に取り組んでいく。

平成 31 年度教育委員会予算の重点施策

1 児童生徒の学力・体力の向上

- ◎学校 ICT 環境整備
- 学校司書の配置拡充
- ・学ぶ力・生きる力向上支援員の配置
- ・学習支援ツールの配信
- ・英語教育の推進
- ・体力アップの推進

2 教員を支え伸ばす学校の組織力の強化

- ◎神戸市情報教育基盤サービス再構築
- ◎学校法務専門官の配置
- 中学校部活動における外部人材の活用
- ・教頭業務補助スタッフの配置

3 学びを支える環境の整備

《教育環境の充実・改善》

- ◎学校施設の異常高温対策
- 学校園のトイレ改修
- 学校施設の長寿命化
- 学校給食の魅力向上
- 就学援助の充実
- ・外国人児童生徒等に対する日本語指導

《学校の過密化対策》

- 小中学校の校舎増改築等（垂水小、高羽小、春日野小、御影北小）
- 学級増対策（暫定校舎の整備）（本山第一小、山の手小、妙法寺小、本多間中）

《学校規模の適正化等》

- 小学校の統合（有野台小・有野東小、本多間小・多間南小）
- H A T 神戸地域における小学校・特別支援学校の整備
- 義務教育学校港島学園の校舎整備

4 いじめ・不登校対策の充実

- ネットいじめ・ネット依存等防止プログラム（「スマートスマホ都市 K O B E」関連事業）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

5 特別支援教育の推進

- 特別支援学校の医療的ケア体制の強化
- 特別支援学校におけるスクールバスの運行
- ・小中学校・幼稚園における医療的ケア支援

6 図書館サービスの充実

- ◎北神図書館の整備
- 新三宮図書館の整備検討
- ◎三宮における予約図書自動受取機の設置
- 新西図書館の整備検討
- ◎垂水区北部における予約図書受取コーナーの設置
- ・図書返却ポストの設置

7 博物館・美術館等の魅力向上

- 博物館の魅力向上（リニューアル、観覧料の高校生以下無料化・大学生特別料金設定、夜間開館等）

8 文化財の保存・活用

- ・文化財保護（保存修理助成等）

9 スポーツの振興

- ◎垂水体育館の再整備
- ◎体育施設の異常高温対策

2 平成31年度教育委員会予算の主要事業

1 児童生徒の学力・体力の向上

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎学校ICT環境の整備</p> <p>小中学校・高等学校・特別支援学校・工業高等専門学校すべての普通教室に、ICT学習環境（電子黒板機能付プロジェクタ、無線LAN、実物投影機）を整備し、ICTを活用した学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：小学校80校程度 ・平成33年度：全学校に整備完了 	119,107
<p>② ○学校図書館の活性化（学校司書の配置拡充）</p> <p>学校図書館の環境整備を行い常時開館するとともに、調べ学習等での利活用を進め、児童生徒の豊かな心と読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、小中学校への学校司書の配置を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：小中学校 150校程度 	302,160
<p>③ 学ぶ力・生きる力向上支援員の配置</p> <p>児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、放課後学習や同室複数指導、少人数指導などを行う「学ぶ力・生きる力向上支援員」を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：全小中学校 	528,537
<p>④ 学習支援ツールの配信</p> <p>児童生徒の習熟度に応じた学習を支援するため、教材プリントの作成や、映像や音声による解説を行う「学習支援ツール」を全小中学校等で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校配信：全小中学校・特別支援学校等 ・個別配信：全中学校・特別支援学校、小学校15校 	39,611
<p>⑤ 学力向上推進プロジェクト</p> <p>教員の授業力の向上をはかるため、研究指定校による学力向上に向けた研究成果の発信、優れた授業力を有する「神戸授業マイスター」等の授業動画の配信を行う。また、「めあて・学習活動・振り返り」のサイクルを重視した授業づくり「力のつく授業－神戸方式－」を展開する。さらに、指導主事、教員OBおよび大学教員などからなる「学力向上サポートチーム」の派遣など、授業改善に向けた取組を行う。</p>	16,001
<p>⑥ 神戸市学力定着度調査の実施</p> <p>小学校4年生から中学校3年生までの6年間を通じた児童生徒一人ひとりの学力定着度を経年で把握し、きめ細かな学習指導を行うため、「全国学力・学習状況調査」とあわせて、小学校4・5年生および中学校1・2年生を対象とした「神戸市学力定着度調査」を行う。</p>	83,850

<p>⑦ 英語教育の推進</p> <p>平成 32 年度からの小学校英語教科化への円滑な移行に向け、大規模校などに英語担当教員を配置する。また、外国人英語指導助手（ALT）との協同授業により、ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションによる児童生徒の英語力向上および国際理解を深める。</p> <p>・平成 31 年度：外国人英語指導助手（ALT）131 名（全小中・高等学校）</p>	627,545
<p>⑧ 体力アップの推進</p> <p>多様な運動経験が重要な小学校 1 年生を対象に、運動の基礎となる体幹を鍛える動きを取り入れた「やってみよう！教室」を行う。また、小学校 4～6 年生を対象に運動が苦手な児童が運動を通じた成功体験を味わうことができる「できたよ！教室」を実施する。</p> <p>さらに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用し、学校体育授業等の改善、体力アップにつながる運動遊びの奨励、家庭との連携など、児童生徒の体力向上に向けた取組を推進する。</p>	19,073

2 教員を支え伸ばす学校の組織力の強化


事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎神戸市情報教育基盤サービス（K I I F）再構築</p> <p>学校園等の教職員が使用するパソコン端末、ネットワーク、ソフトウェア等のシステム環境を充実するため、セキュリティ機能の強化に加えて無線LAN環境の整備や自動採点ソフトウェアの導入など、利便性の向上を含めた再構築を行う。</p> <p>・供用開始：平成 33 年 1 月（予定）</p>	480,000
<p>② ◎学校法務専門官の配置</p> <p>学校に対するサポート体制の充実をはかるため、学校現場における様々な事案に関して法的な助言などを行う「学校法務専門官」を教育委員会事務局に配置する。</p>	4,836
<p>③ ○中学校部活動における外部人材の活用</p> <p>顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営をはかるため、教員に替わって部活動の指導を行う外部顧問および単独で技術指導等を行うことができる外部支援員の配置を拡充する。</p> <p>・平成 31 年度：外部顧問 82 人 外部支援員 164 人</p>	75,475
<p>④ 教頭業務補助スタッフの配置</p> <p>教頭の負担軽減をはかるとともに、教頭がよりマネジメント機能を発揮できる体制を整備するため、学校現場での電話・来客対応や資料印刷などを補助する「教頭業務補助スタッフ」を配置する。</p> <p>・平成 31 年度：小中学校 80 校程度</p>	94,730




<p>⑤ 学生スクールサポーターの配置 学校教育活動を支援するとともに、将来教員となる人材の自覚や資質を高めるため、小中学校において授業、学級活動や行事の指導補助等を行う「スクールサポーター」を配置する。</p>	31,270
<p>⑥ 教職員の事務負担軽減 学校園における教職員の事務負担の軽減をはかるため、小中学校の就学援助申請事務や幼稚園の学校徴収金会計事務など、学校園で行っている事務の一部を教育委員会事務局で行う。</p>	6,457

3 学びを支える環境の整備

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>《学校教育環境の充実・改善等》</p>	
<p>① ◎学校施設の異常高温対策 近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、避難所に指定されている学校施設に空調設備を整備するとともに、暫定校舎に空調の増設を行う。 ・避難所となる特別教室への空調新設：小学校 85 校、中学校 35 校（各校 1 室） ・中学校体育館への空調新設：31 校 ・暫定校舎への空調増設：幼稚園 1 園、小学校 15 校、特別支援学校 1 校</p>	<p>288,520 (別途 2 月補正 290,000 千円)</p>
<p>② ○市立幼稚園への空調整備 快適な教育環境を確保するため、幼稚園の保育室に空調設備を整備する。 ・平成 31 年度：9 園（全園設置完了）</p>	<p>— (別途 2 月補正 37,000 千円)</p>
<p>③ 既設空調設備更新 学校園における老朽化した空調設備を更新する。 ・平成 31 年度：幼稚園 4 園、中学校 3 校、高等学校 1 校</p>	<p>— (別途 2 月補正 746,000 千円)</p>
<p>④ ○学校園のトイレ改修 学校園におけるトイレの環境改善をはかるため、洋式化改修等を行う。 ・平成 31 年度：幼稚園 8 園、小学校 31 校、中学校 21 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校</p>	<p>— (別途 2 月補正 2,313,000 千円)</p>
<p>⑤ ○学校のエレベーター設置 エレベーターを必要とする児童生徒の入学予定などの状況を踏まえて、ユニバーサルデザインの推進をはかるため、順次設置を行う。 ・平成 31 年度：小学校 2 校、中学校 5 校</p>	<p>— (別途 2 月補正 917,000 千円)</p>
<p>⑥ ○学校施設の長寿命化 機能・性能の向上による教育環境改善をはかるため、長寿命化改良（全面改修）および大規模改修により、学校施設の長寿命化を行う。 ・長寿命化改良：小学校 2 校 ・大規模改修：小学校 4 校、中学校 5 校</p>	<p>94,077 (別途 2 月補正 2,242,000 千円)</p>


<p>⑦ ○学校給食の魅力向上</p> <p>ランチボックスのリニューアル等により、中学校給食のイメージ・魅力向上をはかるとともに、人気メニューの充実や献立内容の改善に向けた検討を進める。また、給食レシピ集やアプリを活用し、安心・安全で子供たちに喜ばれる「魅力ある神戸の給食」を広く発信していく。</p>		1,095,430
<p>⑧ ○小学校給食調理等業務委託</p> <p>民間活力の導入により小学校給食を安定的かつ効率的に提供するため、新たに6校の自校調理校において調理等業務の民間委託を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：12校 		366,920
<p>⑨ ○就学援助の充実</p> <p>経済的な理由により就学・通学が困難な児童生徒に対して行う就学援助を充実するため、新入学児童生徒学用品費等の支給単価を増額するとともに、新たに卒業アルバム代を援助費目に加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新入学児童生徒学用品費」支給単価 <ul style="list-style-type: none"> 小学校：40,600円 → 50,600円 中学校：47,400円 → 57,400円 ・「卒業アルバム代」支給単価 <ul style="list-style-type: none"> 小学校：10,890円 中学校：8,710円 		792,296
<p>⑩ 神戸市奨学金</p> <p>経済的な理由により、通学・修学が困難な市内在住の高校生に対し、給付型の奨学金を支給する。</p>		8,420
<p>⑪ 外国人児童生徒等に対する日本語指導</p> <p>日本語指導を必要とする外国人児童生徒を支援するため、授業中の学習指導や放課後学習等において、外部人材を活用し、生活言語・学習言語の習得に向けた日本語指導を行う。</p>		56,607
<p>⑫ 工業高等専門学校施設の施設保全改修</p> <p>施設の安全・安心を確保するため、外壁改修や施設設備の更新、トイレ改修など順次実施する。</p>		286,371 (別途2月補正 3,364千円)
<p>⑬ 工業高等専門学校の実験実習設備の導入</p> <p>産業界のニーズに応える優秀なエンジニアを育成するため、時代にあった高度な実験実習設備を導入する。</p>		40,000

《学校の過密化対策》		
① ◎垂水小学校校舎改築		41,844
教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、垂水小学校校舎の増改築等を行う。		
・平成31年度：校舎増改築の基本設計		
② ○高羽小学校の教育環境改善		793,917
過密化が進んでいる高羽小学校について、教育環境の改善をはかるため、校舎等の増築等を行う。		
・竣工予定：平成34年度		
・平成31年度：校舎増築の基本設計・実施設計		
③ ○春日野小学校改築		53,389
昭和7年に建築され市内で最も古く老朽化した春日野小学校について、教育環境の改善をはかるため、校舎の改築を行う。		
・平成31年度：基本設計・実施設計		
④ ○御影北小学校増改築		—
教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、御影北小学校校舎の増改築等を行う。		(別途2月補正 2,109,000千円)
・竣工予定：平成33年3月		
・平成31年度：新校舎完成、北校舎改修、東校舎・仮設校舎解体、 グラウンド整備		
		
⑤ ○学級増対策		61,629
児童生徒数の増加に伴う教室不足等を解消し、教育環境の確保をはかるため、暫定校舎を整備する。		
・平成31年度設計：本山第一小、山の手小、妙法寺小、本多聞中		
⑥ ○神戸祇園小学校グラウンド整備		15,250
神戸祇園小学校の狭隘化したグラウンドを拡張するため、周辺用地を一体的に整備する。		
・平成31年度：基本計画策定等		
《学校規模の適正化等》		
① ◎本多聞小学校・多聞南小学校の統合		12,000
小規模化が進む本多聞小学校・多聞南小学校について、平成33年4月に現在の本多聞小学校地において統合する。また、将来的に統合校の校舎として供用する、現・多聞南小学校校舎の改修を行う。		
・竣工予定：平成35年度		
・平成31年度：基本設計・実施設計		

<p>② ○有野台地区小学校統合</p> <p>小規模化が進む有野台小学校・有野東小学校について、現在の有野台小学校地において統合し、平成 31 年 4 月に「ありの台小学校」を開校する。また、将来的に「ありの台小学校」校舎として供用する、現・有野東小学校校舎の改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工予定：平成 33 年度 ・平成 31 年度：実施設計等 	75, 184
<p>③ ○H A T 神戸地域における小学校・特別支援学校の新設</p> <p>児童生徒の増加に対応するため、H A T 神戸地域に小学校・特別支援学校（知肢併置）を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：灘区摩耶海岸通 ・開校予定：平成 33 年 4 月 ・平成 31 年度：校舎建設工事等 	2, 401, 323
<p>④ ○義務教育学校港島学園の校舎整備</p> <p>義務教育学校港島学園において、小中一貫教育の環境を充実するとともに施設の老朽化に対応するため、前期・後期課程の一体型校舎の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度：基本設計 	48, 149



4 いじめ・不登校対策の充実

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○ネットいじめ・ネット依存等防止プログラム（「スマートスマホ都市K O B E」関連事業）</p> <p>インターネット等を通じて行われるいじめやネットトラブルを防止するため、大学・警察等との連携により、小学校中学年の児童・保護者向けに出前授業を実施し、情報モラルについての指導を行う。</p> <p>また、児童がスマホ利用による被害、弊害の実態を自ら考え、適正な利用につなげるため、「スマホ3カ条」の普及・啓発やネット依存防止に重点をおいた啓発動画を制作・配信するとともに、小学校高学年の児童向けに出前授業を実施する。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>「スマホ3カ条」</p> <ul style="list-style-type: none"> 一. スマホだけに時間を使っていいの？ 時は金なり（時間管理） 一. STOP! 危険へのSTEP（危機管理） 一. 顔を合わせないことは 心を見ないこと（人間関係） </div> </div>	9, 502

<p>② スクールカウンセラーの配置 児童生徒や保護者の心のケアをはかり、いじめや不登校のない安心な学校づくりを進めるため、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な教育相談および支援を行うスクールカウンセラーを全小中学校等に配置・派遣する。</p>	302,972
<p>③ スクールソーシャルワーカーの配置 学校だけでは解決困難な、子供の健全な成長を阻害する環境の改善を支援し、いじめや不登校等の早期発見・早期対応を進めるため、家庭、学校、地域および関係機関の支援ネットワークを築く福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置する。</p>	48,365
<p>④ いじめ・体罰・こども安全ホットライン（24時間電話教育相談） いじめの未然防止・早期発見・早期対応や、体罰等に関する相談を行うため、休日を含め24時間対応可能なフリーダイヤルの電話相談を実施する。</p>	13,433
<p>⑤ 学校サポートチームの派遣 いじめ問題など学校だけでは解決困難なケースについて支援を行うため、警察OBや弁護士等で構成されるサポートチームを学校に派遣する。また、各区担当の学校支援アドバイザーを配置し、いじめ問題などの未然防止、早期対応を行う。</p>	4,501
<p>⑥ 学校ネットパトロール インターネットなどを通じて行われるいじめやネットトラブルの対策として、緊急対応や不適切な書き込みへの対応などを行うため、専門業者による学校ネットパトロールを実施する。</p>	1,932
<p>⑦ 不登校等の教育相談の実施 不登校等により学校への不適応を示している児童生徒およびその保護者を支援するため、臨床心理士によるきめ細かな教育相談を行う。また、児童生徒の不適応の理解や早期対応に関する専門家の講演会を開催する。</p>	18,620

5 特別支援教育の推進

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○特別支援学校の医療的ケア体制の強化 特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるよう、看護師の配置拡充を行う。 ・看護師の配置：16名（平成30年度）→17名（平成31年度）</p>	52,520
<p>② 小中学校・幼稚園における医療的ケア支援の実施 小中学校・幼稚園において、医療的ケアを必要とする児童生徒を支援し、保護者負担の軽減をはかるとともに児童生徒の社会的自立につなげていくため、看護師による医療的ケア支援を行う。ケアの内容に応じて、最大週10時間まで訪問看護ステーションから看護師を派遣する。</p>	34,382
<p>③ 就労支援の推進 特別支援学校生徒の卒業後の就労を支援するため、就職支援コーディネーターによる現場体験実習先や就職先の企業開拓、外部講師による実践的な授業等に取り組む。</p>	2,142

<p>④ ○特別支援学校におけるスクールバスの運行</p> <p>特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、スクールバスの増車（友生支援学校・青陽須磨支援学校）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行スクールバス：33台（平成30年度）→35台（平成31年度） 	623,783
--	---------

6 図書館サービスの充実

事業内容（◎新規事業 ○拡充事業）	予算額 （単位：千円）
<p>① ◎北神図書館の設置</p> <p>北神地域の住民サービスを一層充実させるため、北図書館北神分館を「北神図書館」として機能を拡充し、商業施設内に移転する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：北区藤原台「エコー・リラ」南館4階（神戸電鉄岡場駅前） ・規模：約930㎡ → 約1,320㎡ ・蔵書数：10万冊 → 12万冊 ・特長：入口前に気軽に本と触れ合える「ブックラウンジ」、Wi-Fiが使えるコーナー、セミナー室 	370,177
<p>② ○新三宮図書館の整備検討</p> <p>三宮周辺エリアの再整備の一環として、平成30年度に策定した基本計画に基づき、新三宮図書館の整備について検討を進める。また、現在の三宮図書館の仮移転に向けた準備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮移転候補地：デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO） 	2,000
<p>③ ◎三宮における予約図書自動受取機の設置</p> <p>新三宮図書館の整備に向け、仮移転先での運営が数年にわたることから、利用者の利便性を確保するため、先行して地下鉄海岸線三宮・花時計前駅前に予約図書自動受取機を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用開始：平成32年度 	65,207
<p>④ ○新西図書館の整備検討</p> <p>西神中央エリアの活性化の一環として、図書館サービスを向上させるため、新西図書館の整備に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：西区美賀多台（地下鉄西神中央駅付近） 	2,000
<p>⑤ ◎垂水区北部における予約図書受取コーナーの設置</p> <p>垂水区北部において図書館サービスの充実をはかるため、商業施設内に予約図書の受取りや返却ができる予約図書受取コーナーを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：垂水区小東山手「ランチ神戸学園都市」 	7,625
<p>⑥ 図書返却ポストの設置</p> <p>仕事や買い物の行き帰り等に図書を返却できるよう、JR灘駅、地下鉄名谷駅、JR・山陽垂水駅前の計3か所に「図書返却ポスト」を設置する。</p>	3,663
<p>⑦ 図書館改修</p> <p>施設の老朽化に対応するため、中央図書館の空調設備改修や新長田図書館および須磨図書館のトイレ改修工事等を行う。</p>	133,811




<p>④ 小磯記念美術館改修 施設の老朽化に対応するため、屋上防水工事、外壁タイル補修工事、および自動火災警報装置・非常放送設備の更新工事を行う。</p>	194,141
<p>⑤ 神戸ゆかりの美術館特別展の開催 「絵画と社会～神戸の行動美術 7人の道」(企画展) (平成31年4月13日(土)～6月2日(日)) 「ヒグチュウコ展 CIRCUS」(平成31年6月15日(土)～9月1日(日))</p>	32,762
	《Circus》 2018年 ©Yuko Higuchi
<p>「高野山金剛峯寺 襖絵完成記念 千住 博」展 (平成31年9月14日(土)～11月4日(月・祝)) 「大正・昭和 神戸まぼろしの公会堂コンペ再現! ～図面を一堂に公開～」展 (平成31年11月23日(土)～平成32年2月23日(日))</p>	463,523 65,298
<p>⑥ 青少年科学館施設改修 施設の老朽化に対応するため、外壁改修、空調設備の改修等を行う。</p>	463,523
<p>⑦ 公民館改修 施設の老朽化に対応するため、各公民館の空調設備更新や体育室の床面張替え等を行う。</p>	65,298

8 文化財の保存・活用

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① 文化財保護 ・保存修理助成 「車大歳神社の翁舞舞殿」「大前家住宅」「南僧尾観音堂」他 8件 ・茅場化促進啓発助成 ・市所有文化財の維持管理等</p>	54,619
<p>② 文化財啓発 ・文化財めぐりバス ・おおとし山まつり、五色塚古墳まつり 2019、西区地域学</p>	5,104
<p>③ 文化財調査 ・埋蔵文化財調査</p>	419,290
<p>④ 史跡五色塚古墳の整備活用 史跡五色塚古墳・小壺古墳(垂水区五色山)を、将来にわたって適切に保護し活用するため、整備基本計画を策定する。</p>	5,600

<p>⑤ 埋蔵文化財センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展の開催（春・夏・秋・冬） ・講演会・公開講座等の開催 ・市内小学校への出張考古学講座 	4,405
<p>⑥ 埋蔵文化財センター改修</p> <p>特定天井の脱落対策工事および中央監視システムの改修等を行う。</p>	54,736

9 スポーツの振興

事業内容（◎新規事業 ○拡充事業）	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎垂水体育館の再整備</p> <p>便利で快適な市民生活の実現や若年世帯の市内への人口流入促進に向け、垂水駅周辺の環境整備の一環として、老朽化が進む垂水体育館および垂水勤労市民センター体育室を集約し、垂水スポーツガーデン敷地内に新体育館を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：基本設計・実施設計 ・平成32年度～：建設工事 	62,600
<p>② ◎体育施設の異常高温対策</p> <p>近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、避難所に指定されている体育施設に空調設備を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：基本設計・実施設計 	10,000
<p>③ 体育施設改修</p> <p>施設の老朽化等に対応するため、ポートアイランドホール音響・照明設備等の吊物関連改修工事をはじめ、東灘・須磨・西体育館の床張替設計、ポートアイランドスポーツセンターのエレベーター更新設計等を行う。</p>	414,476
<p>④ 「第9回神戸マラソン」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：2019年11月17日（日） ・定員：20,000人 	101,900
	
<p>⑤ スポーツイベントの推進</p> <p>市民に感動を与え、スポーツや健康づくりに取り組む意欲の向上をはかるとともに、集客等による地域経済の活性化並びに、神戸のまちの魅力を世界に発信する機会とするため、競技団体等の関係機関と連携し、国際級・全国級の各種大会を市内において開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FUTSAL KOBE FESTA ・全日本高等学校女子サッカー選手権大会 ・全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部） ・日本陸上競技選手権大会 男子・女子20km競歩 等 	12,000

3 平成31年度歳入歳出事項別計算書

[予算第1号議案] 平成31年度神戸市一般会計予算（教育委員会所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	1,642,916	13 教 育 費	123,317,981
1 使 用 料	1,628,631	1 教 育 総 務 費	5,629,081
2 手 数 料	14,285	2 教 育 振 興 費	3,120,850
18 国庫支出金	17,794,935	3 幼 稚 園 費	2,048,498
1 負 担 金	17,285,172	4 小 学 校 費	49,274,872
2 補 助 金	485,419	5 中 学 校 費	26,728,460
3 委 託 金	24,344	6 高 等 学 校 費	6,394,071
19 県 支 出 金	170,522	7 特 別 支 援 学 校 費	8,625,617
2 補 助 金	170,522	8 高 等 専 門 学 校 費	2,083,850
20 財 産 収 入	34,492	11 社 会 教 育 費	3,658,689
1 財 産 運 用 収 入	20,340	12 体 育 保 健 費	5,113,715
2 財 産 売 払 収 入	3,401	13 学 校 建 設 費	9,067,931
3 基 金 収 入	10,751	14 教 育 施 設 整 備 費	1,572,347
21 寄 附 金	54,900		
1 寄 附 金	54,900		
22 繰 入 金	726,064		
2 基 金 繰 入 金	726,064		
24 諸 収 入	1,964,435		
1 納 付 金	168,310		
2 措 置 費 等 受 入	761,668		
4 受 託 事 業 収 入	381,613		
5 貸 付 金 元 利 収 入	29,101		
7 雑 入	623,743		
歳 入 合 計	22,388,264	歳 出 合 計	123,317,981

(2) 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,642,916	1,822,259	△ 179,343	
1 使 用 料	1,628,631	1,808,339	△ 179,708	
10 教 育 使 用 料	1,628,631	1,808,339	△ 179,708	
1 幼 稚 園	123,327	281,129	△ 157,802	保育料
2 高 等 学 校	651,990	657,991	△ 6,001	授業料, 入学金
3 高 等 専 門 学 校	288,440	288,459	△ 19	授業料, 入学金
4 総合教育センター	1,052	1,052	—	テナント使用料等
5 自 然 の 家	11,745	11,745	—	宿泊料等
6 図 書 館	3,998	3,942	56	テナント使用料等
7 博 物 館	25,262	39,733	△ 14,471	常設展入館料等
8 青 少 年 科 学 館	71,941	68,948	2,993	展示室, プラネタリウム入館料等
11 婦 人 会 館	5,500	6,995	△ 1,495	会議室使用料等
12 生涯学習支援センター	15,517	15,517	—	会議室使用料等
13 住之江公民館	721	515	206	会議室, 体育館使用料等
14 葺合公民館	1,482	2,098	△ 616	会議室, 体育館使用料等
15 清風公民館	1,280	1,163	117	会議室, 体育館使用料等
16 長田公民館	896	815	81	会議室, 体育館使用料等
17 南須磨公民館	833	758	75	会議室, 体育館使用料等
18 東垂水公民館	800	800	—	会議室, 体育館使用料等
19 玉津南公民館	1,090	991	99	会議室, 体育館使用料等
20 異 人 館	100,000	100,000	—	風見鶏の館入館料
21 王子スポーツセンター	80,411	80,411	—	体育館, プール, 陸上競技場等使用料
22 体 育 館	75,771	75,771	—	競技場, 体育室, 会議室等使用料
23 ポートアイランドスポーツセンター	1,796	1,796	—	テナント使用料等

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
			24	神戸ポートアイ			4,502	4,502		—		テナント使用料等	
				ランドホール									
			25	教育施設			160,277	163,208		△ 2,931		学校施設目的外使用料等	
			2	手数料			14,285	13,920		365			
			9	教育手数料			14,285	13,920		365			
			1	高等学校			6,040	6,115		△ 75		入学選抜料等	
			2	高等専門学校			8,245	7,805		440		入学選抜料等	
18				国庫支出金			17,794,935	17,010,831		784,104			
			1	負担金			17,285,172	16,284,445		1,000,727			
			5	教育費負担金			17,285,172	16,284,445		1,000,727			
			1	教育費国庫負担金			16,794,576	16,284,445		510,131		認証額の1/3	
			2	小学校建設費負担金			238,537	—		238,537		認証額の1/2	
			3	特別支援学校建設費負担金			252,059	—		252,059		認証額の1/2	
			2	補助金			485,419	707,103		△ 221,684			
			11	教育費補助			485,419	707,103		△ 221,684			
			2	就学奨励費補助			34,511	34,761		△ 250		補助率1/2	
			3	学校教育費補助			343,618	333,017		10,601		補助率1/3	
			4	文化財整備費補助			48,428	152,781		△ 104,353		補助率1/2	
			5	保護児童生徒医療費補助			211	273		△ 62		補助率1/2	
			6	学校設備費補助			14,170	15,430		△ 1,260		補助率1/2	
			7	学校施設環境改善交付金			44,481	170,841		△ 126,360		補助率1/3	
			3	委託金			24,344	19,283		5,061			
			3	其他委託金			24,344	19,283		5,061			
			6	教育調査研究金委託			23,567	18,395		5,172			
			7	人権啓発活動金地方委託			777	888		△ 111			
19				県支出金			170,522	169,529		993			
			2	補助金			170,522	169,529		993			
			11	教育費補助			170,522	169,529		993			

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明	
	1	ト	ラ	イ	や	る								
		ウ	ィ	ー	ク	補								
							35,700	37,300		△	1,600	定額補助		
	2	自	然	学	校	補								
							110,768	113,000		△	2,232	定額補助		
	3	学	校	教	育	費								
							8,677	6,849			1,828	補助率10/10又は1/2		
	4	特	別	支	援	学								
		自	然	体	験	活								
							500	500		—		定額補助		
	5	文	化	財	整	備								
		補					13,325	10,100			3,225	補助率1/4		
	6	定	時	制	高	校								
		教	科	書	費	補								
							1,384	1,602		△	218	補助率1/2		
	7	統	計	調	査	交								
							168	178		△	10	定額補助		
20	財	産	収	入			34,492	34,615		△	123			
	1	財	産	運	用	収								
							20,340	20,531		△	191			
		1	貸	地	料		20,340	20,531		△	191			
		3	一	般	土	地	20,340	20,531		△	191			
	2	財	産	売	払	収								
							3,401	3,393			8			
		3	物	品	売	却								
							3,401	3,393			8			
		7	教	育	委	員								
							3,401	3,393			8			
	3	基	金	収	入		10,751	10,691			60			
		1	基	金	収	入	10,751	10,691			60			
		12	大	学	奨	学								
							3,241	3,081			160	預金利子等		
		13	市	民	ス	ポ								
			振	興	等	基								
							10	5			5	預金利子		
		14	子	ど	も	交								
			支	援	基	流								
							50	155		△	105	預金利子等		
		15	置	塩	こ	ど								
			育	成	基	金								
							7,450	7,450		—		預金利子等		
21	寄	附	金				54,900	51,940			2,960			
	1	寄	附	金			54,900	51,940			2,960			
		2	其	他	寄	附	54,900	51,940			2,960			
		11	教	育	委	員								
							54,900	51,940			2,960			
22	繰	入	金				726,064	1,241,518		△	515,454			
	2	基	金	繰	入	金	726,064	1,241,518		△	515,454			
		1	基	金	繰	入	金	726,064	1,241,518		△	515,454		

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
	1	都	市	整	備	等		670,000	1,117,862	△	447,862		
		基	金	繰	上								
	3	市	民	文	化	振	興	41,904	87,010	△	45,106		
		基	金	繰	上								
	10	子	ど	も	交	流	支	14,160	16,646	△	2,486		
		基	金	繰	上								
	11	市	民	ス	ポ	ー	ツ	—	20,000	△	20,000		
		振	興	等	基	金	繰						
	24	諸	収	入				1,964,435	1,798,892		165,543		
	1	納	付	金				168,310	170,711	△	2,401		
	5	教	育	費	納	付	金	168,310	170,711	△	2,401		
	1	日	本	ス	ポ	ー	ツ	51,456	51,820	△	364	災害共済給付制度掛金保護者負担分	
		セ	ン	タ									
	3	ポ	ー	ト	ア	イ	ラ	116,854	118,891	△	2,037	利用料金納付金	
		ホ	ー										
	2	措	置	費	等	受	入	761,668	720,080		41,588		
	2	教	育	施	設	入		761,668	720,080		41,588		
		給	付	費	受								
	1	幼	稚	園				761,668	720,080		41,588		
	4	受	託	事	業	収	入	381,613	390,267	△	8,654		
	2	其	他	受	託	収	入	381,613	390,267	△	8,654		
	2	就	学	就	園	事	務	723	947	△	224	西宮市からの受託収入	
	3	文	化	財	調	査		380,890	389,320	△	8,430	民間開発事業者等からの受託収入	
	5	貸	付	金	元	利	収	29,101	34,141	△	5,040		
	3	其	他	貸	付	金		29,101	34,141	△	5,040		
		返	還										
	13	入	学	貸	付	金		29,101	34,039	△	4,938		
		奨	学	貸	付	金		—	102	△	102		
	7	雑	入					623,743	483,693		140,050		
	5	償	還	金				174,701	191,203	△	16,502		
	28	幼	稚	園				1,665	2,335	△	670		
	29	小	学	校				131,971	133,725	△	1,754		
	30	中	学	校				1,015	2,165	△	1,150		
	31	高	等	学	校			2	10	△	8		
	32	特	別	支	援	学	校	3,365	3,313		52		

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
33 高 等 専 門 学 校	30	30	—	
34 少 年 補 導 所	2,030	1,970	60	
35 自 然 の 家	4,735	4,735	—	
36 総 合 教 育 セ ン タ ー	956	956	—	
37 図 書 館	668	757	△ 89	
38 博 物 館	4,856	540	4,316	
39 青 少 年 科 学 館	349	400	△ 51	
40 学 校 給 食 場 共 同 調 理	18,241	18,163	78	
41 王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	2,708	2,708	—	
42 体 育 館	1,766	1,766	—	
43 婦 人 会 館	291	297	△ 6	
45 文 化 財	53	53	—	
A L T 住 宅	—	17,280	△ 17,280	
6 受 講 料	27,766	27,527	239	
7 老 眼 大 学	22,600	22,600	—	
8 博 物 館	710	180	530	
9 ス ポ ー ツ 教 室	1,921	1,903	18	
10 文 化 財 め ぐ り	80	80	—	
11 野 外 活 動	90	90	—	
12 高 等 専 門 学 校	200	200	—	
13 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	500	500	—	
14 住 之 江 公 民 館	95	95	—	
15 葺 合 公 民 館	50	50	—	
16 清 風 公 民 館	283	283	—	
17 長 田 公 民 館	351	351	—	
18 南 須 磨 公 民 館	255	255	—	
19 東 垂 水 公 民 館	400	400	—	

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	說	明
			20	玉	津	南	公	民	館	55	55	—	
			21	家	庭	教	育	講	座	176	485	△ 309	
			9	雜			入			421,276	264,963	156,313	
			15	教	育	委	員	會		421,276	264,963	156,313	
				合			計			22,388,264	22,129,584	258,680	

(3) 歳出予算の説明

教育総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	123,317,981	123,058,789	259,192	17,965,457	5,020,000	4,422,807	95,909,717
1 教 育 総 務 費	5,629,081	5,394,421	234,660	33,185	—	29,366	5,566,530
1 委 員 費	19,338	19,303	35	—	—	—	19,338
2 事 務 局 職 員 費	3,654,942	4,108,561	△ 453,619	—	—	—	3,654,942
3 教 育 総 務 費	998,821	367,767	631,054	11,261	—	26,125	961,435

[市債5,020,000千円は行財政局所管]

- 1 委 員 費 本目は、教育委員の報酬及び旅費である。
- 2 事 務 局 職 員 費 本目は、事務局及び学校園以外の教育機関の職員の給料、職員手当等である。
- 3 教 育 総 務 費 本目は、教育委員会の運営に要する経費である。
- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 庶務事務費 | 79,261 千円 |
| (2) 人事事務費・教職員旅費等 | 783,926 千円 |
| (3) 経理事務費等 | 11,294 千円 |
| (4) 広報審査事務費・調査統計事務費等 | 16,248 千円 |
| (5) 就学就園事務費 | 22,714 千円 |
| (6) 土地借上料等 | 49,919 千円 |
| (7) 教育委員会事務局情報化 | 5,986 千円 |
| (8) 地域ぐるみの学校安全対策 | 12,000 千円 |
| (9) 地域連携の推進 | 7,993 千円 |
| (10) 防犯ブザー貸与 | 4,644 千円 |
| (11) 学校法務専門官の配置 | 4,836 千円 |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
4 奨学援助費	943,894	884,710	59,184	21,924	—	3,241	918,729

4 奨学援助費 本目は、就学困難な児童生徒に対する就学援助費，奨学金及び私立学校振興対策費である。

(1) 就学奨励費 865,220 千円

就学援助費 821,462 千円

(学用品費・通学用品費，校外活動費 等)

就学援助システム 6,392 千円

神戸市奨学金 8,420 千円

神戸市大学奨学金 3,241 千円

夜間中学校学習費等補助 618 千円

通学費補助 25,087 千円

(2) 私立学校園振興対策費 78,674 千円

私立学校園助成 78,674 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
5 学校職員費 厚生費	12,086	14,080	△ 1,994	—	—	—	12,086

5 学校職員費
厚生費

本目は、教職員の表彰及び福利厚生事業等に要する経費である。

(1) 教職員表彰費 1,256 千円

(2) 福利厚生費 10,830 千円

教職員相談室 等

教育振興費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費	3,120,850	2,711,788	409,062	375,124	—	71,634	2,674,092
1 教育振興費	2,769,018	2,331,972	437,046	370,813	—	20,960	2,377,245

1 教育振興費 本目は、学力向上の推進、特色ある神戸の教育推進、教育振興基本計画の進行管理、青少年健全育成、高校教育の振興、国際理解教育の推進、特別支援教育の推進、神出自然教育園及び青少年補導センターの管理運営等に要する経費である。

(1) 児童生徒の学力の向上 1,044,850 千円

学力向上推進プロジェクト、学ぶ力・生きる力向上支援員の配置、
学校司書の配置、神戸市学力定着度調査、学習支援ツール、
スクールサポーターの配置、科学教育、ゲストティーチャー 等

(2) 特色ある神戸の教育推進 283,245 千円

特色ある学校づくり支援、新たな防災教育の推進、キャリア教育の推進、
家庭・地域・学校の連携トライやる・ウィーク 等

(3) 教育振興基本計画の策定・進行管理 2,729 千円

(4) 青少年健全育成 414,939 千円

スクールカウンセラーの配置、いじめ・不登校対策、教育相談、
スクールソーシャルワーカーの配置、学校サポートチーム 等

(5) 高校教育の振興 8,130 千円

神戸あじさい人材育成プロジェクト、
高校生キャリア教育の推進 等

(6) 国際理解教育の推進 708,187 千円

外国人英語指導助手（ALT）の配置、
帰国・外国人児童生徒教育支援、学校国際交流支援事業 等

(7) 特別支援教育の推進 243,813 千円

特別支援教育支援員配置、こうべ学びの支援センター、
医療的ケア体制整備 等

(8) 神出自然教育園の管理運営 26,604 千円

(9) 青少年補導センターの管理運営 36,521 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費							
2 青少年活動費	103,655	102,377	1,278	—	—	16,610	87,045
3 人権教育費	41,618	35,321	6,297	1,401	—	32,056	8,161

2 青少年活動費 本目は、児童生徒の野外活動推進、少年団活動及び自然の家の管理運営に要する経費である。

(1) 野外活動推進	7,956 千円
(2) 少年団活動	4,000 千円
(3) 自然の家管理運営	91,178 千円
(4) 指導者養成	521 千円

3 人権教育費 本目は、人権教育・研究実践活動推進及び旧同和地区生徒に対する奨学金の返還に要する経費である。

(1) 人権教育・研究実践活動推進	9,744 千円
研修・教材作成、研究実践活動、「人権の花」運動	
(2) 同和奨学金国庫返還金等	22,372 千円
(3) ネットいじめ・ネット依存防止プログラム	9,502 千円
インターネット安全教室の開催 等	

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費							
4 総合教育センター費	206,559	242,118	△ 35,559	2,910	—	2,008	201,641

4 総合教育センター費

本目は、教職員の研修、教育に関する調査研究、教職員の研究推進、教育相談及び総合教育センターの管理運営に要する経費である。

- | | |
|--|------------|
| (1) 初任者育成3年プラン等 | 123,618 千円 |
| 「スーパーアドバイザー」の派遣、初任者研修、
二・三年次フォローアップ研修、
「授業づくりセミナー」「教育課題対策セミナー」の実施、
「学級経営・授業づくり支援室」の運営 | |
| (2) 教職員研修費 | 3,251 千円 |
| 教職経験者研修、専門研修、職務研修、
「世代間で学び合う職場づくり」OJT活性化推進
事業の実施 等 | |
| (3) 教育研究推進費 | 8,442 千円 |
| (4) 教育調査研究費 | 1,202 千円 |
| (5) 総合教育センター管理運営費 | 70,046 千円 |

幼稚園費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
3 幼稚園費	2,048,498	2,371,099	△ 322,601	—	—	897,047	1,151,451	
1 教職員費	1,793,319	2,140,979	△ 347,660	—	—	—	1,793,319	
2 運営費	255,179	230,120	25,059	—	—	897,047	△ 641,868	

1 教職員費 本目は、幼稚園教職員の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、幼稚園36園の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 102,934 千円
- (2) 光熱水費 39,768 千円
- (3) 嘱託管理員賃金等 112,477 千円

小学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
4 小学校費	49,274,872	49,511,113	△ 236,241	9,818,987	—	206,662	39,249,223	
1 教職員費	45,727,249	45,974,153	△ 246,904	9,780,875	—	53,825	35,892,549	
2 運営費	3,547,623	3,536,960	10,663	38,112	—	152,837	3,356,674	

1 教職員費 本目は、小学校職員の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、小学校162校1分校、義務教育学校1校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 1,661,494 千円
- (2) 光熱水費 1,354,175 千円
- (3) 臨時調理士賃金等 185,797 千円
- (4) 非常勤講師の配置等 278,771 千円
- (5) 学校徴収金会計システムの構築 67,386 千円

中学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
5 中 学 校 費	26,728,460	26,903,083	△ 174,623	5,346,925	—	64,244	21,317,291
1 教 職 員 費	25,201,193	25,402,233	△ 201,040	5,314,823	—	46,912	19,839,458
2 運 営 費	1,527,267	1,500,850	26,417	32,102	—	17,332	1,477,833

1 教 職 員 費 本目は、中学校職員の給料，職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、中学校81校3分校，義務教育学校1校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費等 832,296 千円
- (2) 光熱水費 516,741 千円
- (3) 非常勤講師等配置及び臨時管理員賃金等 178,230 千円

高等学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 高 等 学 校 費	6,394,071	7,108,027	△ 713,956	1,384	—	659,388	5,733,299
1 教 職 員 費	5,933,179	6,646,784	△ 713,605	—	—	—	5,933,179
2 運 営 費	460,892	461,243	△ 351	1,384	—	659,388	△ 199,880

1 教 職 員 費 本目は、高等学校教職員の給料，職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、高等学校8校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 187,329 千円
- (2) 光熱水費 141,934 千円
- (3) 時間講師報酬及び臨時管理員賃金等 131,629 千円

特別支援学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 特 別 支 援 学 校 費	8,625,617	8,406,617	219,000	1,628,664	25,000	15,641	6,956,312
1 教 職 員 費	7,766,939	7,528,647	238,292	1,628,664	—	—	6,138,275
2 運 営 費	858,678	877,970	△ 19,292	—	25,000	15,641	818,037

1 教 職 員 費 本目は、特別支援学校教職員の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、特別支援学校5校1分校の管理運営費である。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 管理運営費等 | 100,791 千円 |
| (2) 光熱水費 | 86,888 千円 |
| (3) 通学対策 | 635,320 千円 |
| (4) 保護者付添旅費 | 2,000 千円 |
| (5) 時間講師報酬及び臨時管理員賃金等 | 33,679 千円 |

高等専門学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
8 高 等 専 門 学 校 費	2,083,850	1,809,662	274,188	920	256,000	314,235	1,512,695
1 教 職 員 費	1,427,521	1,374,337	53,184	—	—	—	1,427,521
2 運 営 費	656,329	435,325	221,004	920	256,000	314,235	85,174

1 教 職 員 費 本日は、工業高等専門学校教職員の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本日は、工業高等専門学校の管理運営費である。

- (1) 教務費 29,579 千円
- (2) 研究振興費 59,170 千円
- (3) 実験実習費 18,187 千円
- (4) 実験実習設備整備 40,000 千円
- (5) 部活動推進等 9,771 千円
- (6) 一般管理費 129,329 千円
- (7) 図書館運営費 6,441 千円
- (8) 総合情報センター運営費 69,685 千円
- (9) 神戸研究学園都市大学連絡協議会連携事業 2,493 千円
- (10) 施設保全改修 286,371 千円
(別途 平成31年2月補正予算 3,364千円)
- (11) 成長産業技術者教育プログラム 5,303 千円

社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費	3,658,689	3,938,431	△ 279,742	61,793	544,000	794,898	2,257,998
1 文化費	688,738	1,005,810	△ 317,072	61,753	—	526,703	100,282
2 図書館費	1,364,002	967,752	396,250	—	191,000	25,246	1,147,756

1 文化費 本目は、文化財の保護、保存、啓発、活用及び調査等に要する経費である。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 文化財保護 | 138,309 千円 |
| 史跡五色塚古墳整備活用基本計画策定 | |
| 風見鶏の館耐震診断 | |
| 国・県・市指定重要文化財等保存修理 | |
| 市所有文化財維持管理 等 | |
| (2) 文化財啓発 | 5,104 千円 |
| 近代化遺産の活用・啓発 等 | |
| (3) 文化財調査 | 422,947 千円 |
| 埋蔵文化財調査 等 | |
| (4) 埋蔵文化財センター管理運営費 | 42,112 千円 |
| (5) 異人館管理運営費 | 80,266 千円 |

2 図書館費 本目は、図書館11館の管理運営費である。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 中央図書館管理運営費 | 112,198 千円 |
| (2) 地域図書館管理運営費 | 495,310 千円 |
| (3) 図書館情報ネットワーク | 152,061 千円 |
| (4) 図書資料充実 | 157,272 千円 |
| (5) 図書館サービスの充実 | 118,084 千円 |
| (6) 北神図書館の整備 | 325,077 千円 |
| (7) 新三宮・西図書館の整備の検討 | 4,000 千円 |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費							
3 博物館費	1,234,113	1,315,433	△ 81,320	—	353,000	180,263	700,850

3 博物館費 本目は、博物館、小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館及び青少年科学館の管理運営費や博物館リニューアルに係る費用である。

- (1) 博物館管理運営費 653,605 千円
- 特別展開催費 38,074 千円
- ・「リニューアル記念 神戸市立博物館名品展
一まじわる文化、つなぐ歴史、むすぶ美」
 - ・「建築と社会の年代記 一竹中工務店400年のあゆみ」
 - ・「コートールドコレクション 印象派展」
- 博物館リニューアル等 488,572 千円
- 管理運営費 126,959 千円
- (2) 小磯記念美術館管理運営費 91,856 千円
- 特別展開催費 26,350 千円
- ・「神戸の暮らしを”デザイン”するー小磯良平とグラフィックアトー」
 - ・「黄昏の絵画たち ～近代絵画に描かれた夕日・夕景展～」
- 管理運営費 65,506 千円
- (3) 神戸ゆかりの美術館管理運営費 108,049 千円
- 特別展開催費 32,762 千円
- ・「ヒグチユウコ展 CIRCUS」
 - ・「高野山金剛峯寺 襖絵完成記念 千住 博」展
 - ・「大正・昭和 神戸まぼろしの公会堂コンペ再現！～図面を一堂に公開～」展
- 管理運営費 75,287 千円
- (4) 青少年科学館管理運営費 380,603 千円
- 管理運営費 380,603 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費							
6 会館等運営費	225,520	231,692	△ 6,172	40	—	62,686	162,794
7 学校開放費	146,316	147,417	△ 1,101	—	—	—	146,316
社会教育費	—	270,327	△ 270,327	—	—	—	—

6 会館等運営費 本目は、生涯学習支援センター、公民館及び婦人会館の管理運営費である。

(1) 生涯学習支援センター管理運営費	116,467 千円
(2) 住之江公民館管理運営費	5,250 千円
(3) 葺合公民館管理運営費	13,262 千円
(4) 清風公民館管理運営費	14,121 千円
(5) 長田公民館管理運営費	10,101 千円
(6) 南須磨公民館管理運営費	7,970 千円
(7) 東垂水公民館管理運営費	9,494 千円
(8) 玉津南公民館管理運営費	6,104 千円
(9) 公民館充実事業	17,270 千円
(10) 婦人会館管理運営費	25,481 千円

7 学校開放費 本目は、学校園施設の開放に要する経費である。

(1) 学校施設開放	100,328 千円
(2) 地域貢献事業（学校を拠点とした世代間交流）推進	8,150 千円
(3) 学校プール開放	37,838 千円

体育保健費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費	5,113,715	5,059,366	54,349	149,228	—	494,253	4,470,234
1 学校保健費	913,626	910,539	3,087	1,478	—	51,456	860,692

1 学校保健費 本目は、学校医等の配置、児童生徒・教職員の健康診断、学校保健の管理及

び日本スポーツ振興センターの加入等に要する経費である。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 学校医等配置 | 573,213 千円 |
| (2) 児童生徒・教職員健康診断 | 186,238 千円 |
| (3) 学校保健管理 | 25,529 千円 |
| (4) 日本スポーツ振興センター納付金 | 115,557 千円 |
| (5) 学校病治療費 | 4,541 千円 |
| (6) AED設置 | 8,548 千円 |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
2 学校給食費	2,710,629	2,637,778	72,851	12,587	—	46,635	2,651,407

2 学校給食費 本目は、学校給食の充実、学校給食共同調理場の管理運営・民間委託及び食育推進に要する経費である。

(1) 食品衛生管理等	21,121 千円
(2) 学校給食事業負担金	67,974 千円
(3) 給食費補助	705,768 千円
準要保護児童生徒	
(小学校, 中学校, 夜間中学校)	680,593 千円
特別支援学級児童生徒	25,175 千円
(4) 定時制高校給食の実施	9,109 千円
(5) 学校給食共同調理場管理運営費	164,948 千円
対象 北：小学校19校, 垂水：小学校6校	
(6) 学校給食共同調理場民間委託	215,048 千円
(7) 小学校給食調理等業務委託	366,920 千円
(8) 中学校給食	1,149,741 千円
(9) 「魅力ある神戸の給食」発信	10,000 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体 育 保 健 費							
3 学 校 体 育 費	386,228	368,695	17,533	135,163	—	900	250,165

3 学 校 体 育 費 本目は、部活動の振興、学校体育の指導及び自然学校の実施等に要する経費である。

(1)	学校体育指導	14,420 千円
(2)	体育大会助成	3,578 千円
(3)	環境学習の推進	208,174 千円
	体験型環境学習	35,045 千円
	自然学校	173,129 千円
(4)	部活動振興	149,403 千円
	部活動運営費 等	55,063 千円
	外部指導員手当	94,340 千円
(5)	全日本高校・大学ダンスフェスティバル	6,000 千円
(6)	体力アップ事業の実施(「やってみよう!教室」等)	4,653 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
4 市民体育費	456,253	493,162	△ 36,909	—	—	111,454	344,799

4 市民体育費 本目は、市民スポーツの振興、国際級・全国級の各種スポーツイベントの誘致・開催等に要する経費である。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 市民スポーツ振興 | 71,107 千円 |
| (2) スポーツイベントの推進 | 230,366 千円 |
| ・ FUTSAL KOBE FESTA | |
| ・ 全日本高等学校女子サッカー選手権大会 | |
| ・ 全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部） | |
| ・ 日本陸上競技選手権大会 男子・女子20Km競歩 | |
| (3) 神戸マラソンの開催 | 101,900 千円 |
| (4) 神戸総合型地域スポーツクラブ事業 | 34,880 千円 |
| (5) 女子サッカー振興 | 18,000 千円 |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体 育 保 健 費							
5 体 育 館 費	646,979	649,192	△ 2,213	—	—	283,808	363,171

5 体 育 館 費 本目は、体育館5館、王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター及び神戸ポートアイランドホールの管理運営費である。

(1) 中央体育館管理運営費	130,499 千円
(2) 東灘体育館管理運営費	43,379 千円
(3) 須磨体育館管理運営費	40,958 千円
(4) 垂水体育館管理運営費	39,115 千円
(5) 西体育館管理運営費	44,195 千円
(6) 王子スポーツセンター管理運営費	162,607 千円
(7) ポートアイランドスポーツセンター管理運営費	165,231 千円
(8) 神戸ポートアイランドホール管理運営費	20,995 千円

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費	9,067,931	8,199,020	868,911	549,247	2,853,000	875,439	4,790,245
1 幼稚園建設費	64,976	19,918	45,058	—	51,000	—	13,976
2 小学校建設費	3,351,860	970,886	2,380,974	238,537	1,498,000	727,416	887,907
3 中学校建設費	259,760	83,325	176,435	—	77,000	—	182,760
4 高等学校建設費	14,364	3,791,471	△ 3,777,107	—	—	—	14,364

- 1 幼稚園建設費 本目は、幼稚園整備の事業費である。
- (1) 学級増対策 966 千円
 - (2) 幼稚園跡地管理・解体等 64,010 千円
- 2 小学校建設費 本目は、小学校整備の事業費である。
- (1) 御影北小学校増改築 ー 千円
(別途 平成31年2月補正予算 2,109,000千円)
 - (2) HAT神戸地域における小学校の新設 1,354,274 千円
 - (3) 有野台地区小学校統合 75,184 千円
 - (4) 垂水小学校校舎改築基本設計策定 41,844 千円
 - (5) 学校園跡地管理・解体 13,846 千円
 - (6) 学級増対策等 1,866,712 千円
- 3 中学校建設費 本目は、中学校整備の事業費である。
- (1) 学級増対策等 259,760 千円
- 4 高等学校建設費 本目は、高等学校整備の事業費である。
- (1) 学校園跡地管理 14,364 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費							
5 特別支援学校建設費	1,228,460	130,442	1,098,018	296,540	680,000	—	251,920
6 学校設備費	2,061,487	1,641,162	420,325	14,170	—	—	2,047,317
7 学校改修費	2,087,024	1,561,816	525,208	—	547,000	148,023	1,392,001

- 5 特別支援学校建設費 本目は、特別支援学校等の整備の事業費である。
- (1) 特別支援教室整備 89,826 千円
- (2) 学級増対策、学校用地管理等 91,585 千円
- (3) H A T 神戸地域における特別支援学校の新設 1,047,049 千円
- 6 学校設備費 本目は、学校園の教材・設備及び教育用コンピュータの整備費である。
- (1) I C T 環境整備等 199,775 千円
(別途 平成31年2月補正予算 100,000千円)
- (2) ものづくり実習機器整備・更新 30,168 千円
- (3) 学校園設備(備品)整備 338,578 千円
- (4) 理科教育等設備整備 28,340 千円
- (5) 教育用コンピュータ等整備 274,620 千円
- (6) 情報教育基盤サービス(K I I F)等 1,157,228 千円
- (7) 校務支援システム 32,778 千円
- 7 学校改修費 本目は、学校施設の改修・維持管理等に要する事業費である。
- (1) 学校園トイレ洋式化 一 千円
(別途 平成31年2月補正予算 2,313,000千円)
- (2) 学校施設長寿命化改良(全面改修) 94,077 千円
(別途 平成31年2月補正予算(大規模改修含む) 2,242,000千円)
- (3) 学校施設メンテナンスプラン等 1,992,947 千円

教育施設整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 教 育 施 設 整 備 費	1,572,347	1,646,162	△ 73,815	—	1,342,000	—	230,347
1 教 育 施 設 整 備 費	1,572,347	1,646,162	△ 73,815	—	1,342,000	—	230,347

1 教 育 施 設 整 備 費

本目は、教育諸施設の整備に要する経費である。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 教育施設改修 | 19,761 千円 |
| (2) 公共建築物の定期点検 | 31,000 千円 |
| (3) 社会教育施設改修等 | 1,026,490 千円 |
| ・ 青少年科学館改修 | |
| ・ 生涯学習支援センター改修 | |
| ・ 埋蔵文化財センター改修 | |
| ・ 公民館改修 | |
| ・ 総合教育センター改修 | |
| ・ 博物館改修 | |
| ・ 小磯記念美術館改修 | |
| ・ 図書館改修 | |
| (4) 体育施設改修等 | 495,096 千円 |

4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
教 職 員 人 事 シ ス テ ム 構 築	平成31～37年度	40,000	—	—	—	40,000	
神戸市学力定着度調査	平成31～33年度	170,000	—	—	—	170,000	
学習支援ツール配信	平成31～33年度	80,000	—	—	—	80,000	
平成32年度 スクールバス運行	平成31～32年度	31,000	—	—	—	31,000	
高等専門学校 施設改修	平成31～32年度	49,000	—	36,000	—	13,000	
予約図書自動受取機 運用保守	平成31～34年度	3,000	—	—	—	3,000	
博物館 ホームページ更新	平成31～36年度	7,000	—	—	—	7,000	
本多聞小学校・ 多聞南小学校統合	平成31～32年度	66,000	—	49,000	—	17,000	
有野台地区小学校統合	平成31～33年度	2,332,000	244,000	1,568,000	—	520,000	
垂水小学校校舎増改築	平成31～32年度	98,000	—	73,000	—	25,000	
義務教育学校港島学園 校舎増改築	平成31～32年度	119,000	—	89,000	30,000	—	
小学校跡地処理	平成31～32年度	30,000	—	26,000	—	4,000	
御影北小学校 校舎改修	平成31～32年度	411,000	48,000	285,000	—	78,000	
平成32年度 学級増対策	平成31～41年度	1,978,000	—	—	—	1,978,000	
学校ICT環境整備	平成31～39年度	1,496,000	—	—	—	1,496,000	
情報教育基盤サービス (K I I F) 整備・運用	平成31～32年度	7,000	—	—	—	7,000	
情報教育基盤サービス (K I I F) 構築・運用	平成31～37年度	6,222,000	—	—	—	6,222,000	
図書館改修	平成31～32年度	36,000	—	27,000	—	9,000	

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
公 民 館 改 修	平成31～32年度	85,000	—	63,000	—	22,000	
生涯学習支援センター改修	平成31～32年度	110,000	—	82,000	—	28,000	
青少年科学館改修	平成31～32年度	56,000	—	42,000	—	14,000	
埋蔵文化財センター改修	平成31～32年度	68,000	—	51,000	—	17,000	
体育施設改修 (王子スポーツセンターほか)	平成31～32年度	837,000	—	747,000	—	90,000	
垂水体育館整備	平成31～33年度	1,446,000	—	1,084,000	—	362,000	
体育施設空調設備改修	平成31～32年度	305,000	—	305,000	—	—	
平成29年度指定管理 (風見鶏の館ほか)	平成31～32年度	1,000	—	—	1,000	—	
平成28年度指定管理 (灘図書館ほか)	平成31～32年度	4,000	—	—	—	4,000	
平成30年度指定管理 (須磨図書館)	平成31～34年度	3,000	—	—	—	3,000	
平成30年度指定管理 (青少年科学館)	平成31～34年度	20,000	—	—	—	20,000	
平成30年度指定管理 (生涯学習支援センター)	平成31～34年度	6,000	—	—	—	6,000	
平成30年度指定管理 (ポートアイランドホール)	平成31～34年度	1,000	—	—	△ 18,000	19,000	
平成30年度指定管理 (東灘体育館ほか)	平成31～34年度	55,000	—	—	9,000	46,000	
平成30年度指定管理 (自然の家)	平成31～34年度	6,000	—	—	—	6,000	

(参考) 債務負担行為に関する調書

	限度額	平成30年度末までの		平成31年度以降の		左の財源内訳			
		支出見込額		支出予定額		特定財源			一般財源
			金額		金額	国県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
井吹の丘小学校建設	2,217,000	-	-	平成32年度まで	2,217,000	855,000	1,136,000	-	226,000
平成28年度指定管理 (灘図書館ほか)	692,000	平成28年度以降	412,647	平成32年度まで	279,353	-	-	-	279,353
平成29年度指定管理 (風見鶏の館ほか)	132,000	平成29年度以降	53,252	平成32年度まで	78,748	-	-	78,748	-
平成29年度指定管理 (東灘図書館ほか)	1,100,000	平成29年度以降	439,918	平成33年度まで	660,082	-	-	-	660,082
平成29年度指定管理 (婦人会館)	86,000	平成29年度以降	34,026	平成33年度まで	51,974	-	-	24,600	27,374
平成30年度指定管理 (自然の家)	448,000	平成30年度以降	87,465	平成34年度まで	360,535	-	-	66,400	294,135
平成30年度指定管理 (須磨図書館)	218,000	平成30年度以降	42,992	平成34年度まで	175,008	-	-	-	175,008
平成30年度指定管理 (青少年科学館)	1,842,000	平成30年度以降	364,842	平成34年度まで	1,477,158	-	-	293,600	1,183,558
平成30年度指定管理 (生涯学習支援センター)	570,000	平成30年度以降	112,866	平成34年度まで	457,134	-	-	182,400	274,734
平成30年度指定管理 (東灘体育館ほか)	3,098,000	平成30年度以降	604,429	平成34年度まで	2,493,571	-	-	658,600	1,834,971
平成30年度指定管理 (ポートアイランドホール)	96,000	平成30年度以降	18,908	平成34年度まで	77,092	-	-	227,000	△ 149,908
平成31年度指定管理 (北図書館・北神図書館)	279,000	-	-	平成33年度まで	279,000	-	-	-	279,000
準公費会計事務支援 システム再構築	192,000	平成30年度以降	48,829	平成35年度まで	143,171	-	-	-	143,171
小学校空調整備・ 維持管理	5,659,000	平成27年度以降	3,459,435	平成39年度まで	2,199,565	-	-	-	2,199,565
情報教育基盤サービス (K I I F) 整備・運用	3,136,000	平成27年度以降	2,301,087	平成32年度まで	834,913	-	-	-	834,913
情報教育基盤サービス (K I I F) 構築・運用	6,222,000	-	-	平成37年度まで	6,222,000	-	-	-	6,222,000
人事評価システム 保守・運用	16,000	-	-	平成34年度まで	16,000	-	-	-	16,000
ソフトウェア資産 管理再構築	32,000	平成29年度以降	13,334	平成32年度まで	18,666	-	-	-	18,666
高校共通学事 システム構築・運用	404,000	平成29年度以降	83,106	平成39年度まで	320,894	-	-	-	320,894
幼稚園サーバ更新	32,000	平成29年度以降	13,838	平成32年度まで	18,162	-	-	-	18,162
中学校給食 調理等業務	3,828,000	平成29年度以降	1,248,918	平成32年度まで	2,579,082	-	-	-	2,579,082
平成27年度 スクールバス運行	492,000	平成27年度以降	182,391	平成36年度まで	309,609	-	-	-	309,609

	限度額	平成30年度末までの		平成31年度以降の		左の財源内訳			
		支出見込額		支出予定額		特定財源			一般財源
			金額		金額	国県支出金	市債	その他	
平成28年度 スクールバス運行	1,370,000	平成28年度以降	344,916	平成37年度まで	1,025,084	-	-	-	1,025,084
平成29年度 スクールバス運行	413,000	平成29年度以降	57,613	平成38年度まで	355,387	-	-	-	355,387
平成30年度 スクールバス運行	909,000	平成30年度以降	80,033	平成39年度まで	828,967	-	-	-	828,967
平成31年度 スクールバス運行	357,000	-	-	平成37年度まで	357,000	-	-	-	357,000
平成32年度 スクールバス運行	31,000	-	-	平成32年度まで	31,000	-	-	-	31,000
平成27年度 学級増対策	508,000	平成27年度以降	204,876	平成37年度まで	303,124	-	-	-	303,124
平成28年度 学級増対策	989,000	平成28年度以降	98,514	平成37年度まで	890,486	-	-	-	890,486
平成29年度 学級増対策	523,000	平成29年度以降	87,961	平成38年度まで	435,039	-	-	-	435,039
平成30年度 学級増対策	1,211,000	平成30年度以降	74,404	平成39年度まで	1,136,596	-	-	-	1,136,596
平成31年度 学級増対策	2,150,000	-	-	平成40年度まで	2,150,000	-	-	-	2,150,000
平成32年度 学級増対策	1,978,000	-	-	平成41年度まで	1,978,000	-	-	-	1,978,000
新商業高校コンピュータ システム整備・運用	392,000	平成28年度以降	195,827	平成33年度まで	196,173	-	-	-	196,173
高等専門学校 コンピュータシステム更新	342,000	平成29年度以降	72,232	平成34年度まで	269,768	-	-	-	269,768
洞川教育キャンプ場 管理棟整備	92,000	平成28年度以降	24,060	平成36年度まで	67,940	-	-	-	67,940
学校会計システム 機器更新	300,000	平成29年度以降	126,226	平成34年度まで	173,774	-	-	-	173,774
小磯記念美術館PR事業	4,000	-	-	平成32年度まで	4,000	-	-	-	4,000
HAT神戸地域小学校・ 特別支援学校建設	8,630,000	-	-	平成32年度まで	8,630,000	2,160,000	5,118,000	-	1,352,000
教職員人事 システム構築	40,000	-	-	平成37年度まで	40,000	-	-	-	40,000
神戸市学力定着度調査	170,000	-	-	平成33年度まで	170,000	-	-	-	170,000
学習支援ツール配信	80,000	-	-	平成33年度まで	80,000	-	-	-	80,000
高等専門学校 施設改修	49,000	-	-	平成32年度まで	49,000	-	36,000	-	13,000
予約図書自動受取機 運用保守	3,000	-	-	平成34年度まで	3,000	-	-	-	3,000
博物館 ホームページ更新	7,000	-	-	平成36年度まで	7,000	-	-	-	7,000
本多開小学校・ 南小学校統合	66,000	-	-	平成32年度まで	66,000	-	49,000	-	17,000

	限度額	平成30年度末までの		平成31年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般財源
			金額		金額	国県支出金	市 債	その他	
有野台地区小学校統合	2,332,000	-	-	平成33年度まで	2,332,000	244,000	1,568,000	-	520,000
垂水小学校校舎増改築	98,000	-	-	平成32年度まで	98,000	-	73,000	-	25,000
義務教育学校港島学園 校舎増改築	119,000	-	-	平成32年度まで	119,000	-	89,000	30,000	-
小学校跡地処理	30,000	-	-	平成32年度まで	30,000	-	26,000	-	4,000
御影北小学校 校舎改修	411,000	-	-	平成32年度まで	411,000	48,000	285,000	-	78,000
学校ICT環境整備	1,496,000	-	-	平成39年度まで	1,496,000	-	-	-	1,496,000
図書館改修	36,000	-	-	平成32年度まで	36,000	-	27,000	-	9,000
公民館改修	85,000	-	-	平成32年度まで	85,000	-	63,000	-	22,000
生涯学習支援センター改修	110,000	-	-	平成32年度まで	110,000	-	82,000	-	28,000
青少年科学館改修	56,000	-	-	平成32年度まで	56,000	-	42,000	-	14,000
埋蔵文化財センター改修	68,000	-	-	平成32年度まで	68,000	-	51,000	-	17,000
体育施設改修 (王子スポーツセンターほか)	837,000	-	-	平成32年度まで	837,000	-	747,000	-	90,000
垂水体育館整備	1,446,000	-	-	平成33年度まで	1,446,000	-	1,084,000	-	362,000
体育施設空調設備改修	305,000	-	-	平成32年度まで	305,000	-	305,000	-	-

5 予算関連議案

第36号議案

神戸市立博物館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立博物館条例の一部を改正する条例

神戸市立博物館条例（昭和57年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条に掲げる」を「第1条の」に改める。

第4条を次のように改める。

（観覧料等）

第4条 博物館の入館料は、無料とする。

2 博物館において開催される展示を観覧しようとする者は、次の各号に掲げる展示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(1) コレクション展 別表に定める額

(2) 特別展 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額

3 教育委員会は、博物館で開催される展示の観覧について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

5 第2項の観覧料（前項の料金を含む。次条、第6条、第7条、第10条及び第13条第1項第3号において同じ。）を納付しなければ立ち入ることができない区域は、教育委員会規則で定める。

第5条の見出し中「入館料」を「観覧料」に改め、同条中「入館料」を「観覧料」に改め、「（前条第4項の料金を含む。次条、第7条及び第12条第1項第3号において同じ。）」を削る。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「入館料」を「観覧料」に改める。

第 8 条の見出しを「(資料の特別利用)」に改める。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条第 1 項第 3 号中「入館料」を「観覧料」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 指定管理者に第 1 項の業務を行わせている場合における第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、第 6 条中「教育委員会は」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者は」と、第 8 条中「教育委員会の」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者の」と、第 9 条第 1 項中「教育委員会は」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者は」と、同条第 4 項第 2 号及び第 5 項並びに第 10 条中「教育委員会」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号列記以外の部分中「入館」の次に「(観覧料を納付しなければ立ち入ることができない区域への立入りを含む。第 3 号において同じ。)」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(施設の特別利用)

第 9 条 教育委員会は、第 1 条の目的を達成するために必要があると認めるとき(教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。)は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第 1 項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第 1 項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第 1 項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道(次項において「電気等」という。)の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第 1 項の許可を受けた者の負担とすべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受

けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	観覧料（1人1日につき）	
	個人利用	団体利用 （30人以上）
大学生	150円	120円
一般	300円	240円

備考

- この表において「大学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。）又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年11月1日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の神戸市立博物館条例（以下「新条例」という。）の規定を施行するために必要な特別利用券の発行、観覧料の徴収、施設の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

理 由

神戸市立博物館について入館料を無料とし，及び観覧料を新たに設ける等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立博物館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 博物館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(6) 略

(入館料等)

第4条 常設展の入館料は、別表に定めるとおりとする。

2 特別展の入館料は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める。

3 教育委員会は、博物館の入館について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(入館料の納付)

第5条 入館料(前条第4項の料金を含む。次条、第7条及び第12条第1項第3号において同じ。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

第1条の

(観覧料等)

第4条 博物館の入館料は、無料とする。

2 博物館において開催される展示を観覧しようとする者は、次の各号に掲げる展示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(1) コレクション展 別表に定める額

(2) 特別展 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額

3 教育委員会は、博物館で開催される展示の観覧について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

5 第2項の観覧料(前項の料金を含む。次条、第6条、第7条、第10条及び第13条第1項第3号において同じ。)を納付しなければ立ち入ることができない区域は、教育委員会規則で定める。

観覧料

観覧料

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、入館_____

_____を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(損害の賠償等)

第10条 略

(博物館協議会)

第11条 略

(指定管理者の指定等)

第12条 教育委員会は、次に掲げる博物館の管理に関する業務を博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1), (2) 略

(3) 入館料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4), (5) 略

2 略

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「第12条第

けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

第10条

いずれかに

(観覧料を納付しなければ立ち入ることができない区域への立入りを含む。

第3号において同じ。)

第11条

第12条

第13条

観覧料

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあ

1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第13条 略

別表 (第4条関係)

区分	入館料 (1人1回につき)	
	個人利用	団体利用 (30人以上)
小学生・ 中学生	円 <u>100</u>	円 <u>70</u>
高校生・ 大学生	<u>150</u>	<u>120</u>
一般	<u>200</u>	<u>160</u>

るのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条

	観覧料 (1人1日につき)	
_____	_____	_____
_____	<u>150円</u>	<u>120円</u>
	<u>300円</u>	<u>240円</u>

備考

- 1 この表において「大学生」とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生 (高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。)又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

第37号議案

神戸市立小磯記念美術館条例及び神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立小磯記念美術館条例及び神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立小磯記念美術館条例及び神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第1条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条に掲げる」を「第1条の」に改める。

第5条中「第12条第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に改める。

第8条の見出しを「(資料の特別利用)」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条の次に次の1条を加える。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき(教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。)は、教育委員会

規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

別表中「(1人1回につき)」を「(1人1日につき)」に改める。

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第2条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「調査研究」を「専門的かつ技術的な調査研究」に改め、同条第5号中「第1条の目的を達成するために必要な」を「教育委員会が必要と認める」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「美術館」の次に「、学校」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「美術館資料に関する」を削り、「、講座その他の事業を行う」を「、研究会等を主催し、及びその開催を援助する」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 美術館資料に関する案内書、解説書、目録、図録等を作成し、及び頒布すること。

第13条を第14条とする。

第12条第3項を次のように改める。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第

6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第4条第2項及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に

掲げる費用として負担するものとする。

別表中

「

入館料（1人1回につき）	
個人の利用	団体の利用

を

「

入館料（1人1日につき）	
個人利用	団体利用 （30人以上）

に改め、同表備考中第1

項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館において施設の特別利用に係る許可を行う等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立小磯記念美術館条例 むきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

第1条の

(1)~(6) 略

(入館料の納付)

第5条 入館料（前条第3項の料金を含む。次条、第7条及び第12条第1項第3号において同じ。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

第13条第1項第3号

(特別利用)

(資料の特別利用)

第8条 略

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

(入館の制限等)

第9条 略

(損害の賠償等)

第10条 略

(美術館協議会)

第11条 略

(指定管理者の指定等)

第12条 略

2 略

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条中「教育委員会」とあるのは第12条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第13条 略

別表 (第4条関係)

入館料 (1人1回につき)

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

第10条

第11条

第12条

第13条

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条

(1人1日につき)

区分	個人利用	団体利用 (30人以上)
大学生	略	略
一般	略	略

備考 略

(参考 2)

神戸ゆかりの美術館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 略
- (2) 美術館資料に関する調査研究を行うこと。

専門的かつ技術的な調査

研究

(3) 美術館資料に関する講演会、講習会、講座
その他の事業を行うこと。

(3) 美術館資料に関する案内書、解説書、目録、
図録等を作成し、及び頒布すること。

(4) 他の美術館_____その他の関係機関と連絡
し、及び協力すること。

(4) _____, 研究
会等を主催し、及びその開催を援助する

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的
を達成するために必要な事業

(5) _____, 学校

(入館料の返還)

(6) _____ 教育委員会が
必要と認める

第7条 略

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と、第10条中「教育委員会の」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者の」とする。

(施行細目の委任)

第13条 略

別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人の利用	団体の利用
大学生及び高齢者	略	略
一般	略	略

備考

1 この表において「団体」とは、30人以上の人員が一団となっているものをいう。

2 略

3 略

条第2項及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条

	入館料（1人1日につき）	
	個人利用	団体利用 (30人以上)

1

2

第38号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の表神戸市立住之江公民館の項中「，和室」を削る。

別表第1号アの表会議室の項中

「

第1会議室， 第2会議室， 第3会議室， 第4会議室又 は第5会議室	800円	500円	500円	800円
第6会議室	2,300円	1,500円	1,500円	2,300円

を

」

「

第1会議室， 第2会議室又 は第3会議室	800円	500円	500円	800円
第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円
第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円
第4会議室A 及び第4会議 室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円

に改

」

め，別表第1号アの表和室の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

理 由

神戸市立住之江公民館について、その一部を建て替えたことに伴い、設置する施設を変更し、及び当該変更に係る施設の使用料を定める等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市公民館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施設)

第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。

神戸市立 住之江公 民館	会議室、 <u>和室</u> 、調理 室、体育室及びロビー その他の便益施設
略	略

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の種類	施設の種類	使用料			
		午前 (午前9 時から正 午まで)	午後		夜間 (午後6 時から午 後9時ま で)
			午後1 時から午 後3時ま で)	午後3 時から午 後5時ま で)	
会議室	第1 会議 室、 第2 会議 室、 第3 会議 室、	800円	500円	500円	800円

施設の種類	施設の種類	使用料			
		午前 (午前9 時から正 午まで)	午後		夜間 (午後6 時から午 後9時ま で)
			午後1 時から午 後3時ま で)	午後3 時から午 後5時ま で)	
会議室	第1 会議 室、 第2 会議 室又 は第 3会 議室	800円	500円	500円	800円

第 4 会 議 室 又 は 第 5 会 議 室				
第 6 会 議 室	2,300 円	1,500 円	1,500 円	2,300 円
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
和室	800円	500円	500円	800円
略	略	略	略	略

第 4 会 議 室 A	1,000 円	700円	700円	1,000 円
第 4 会 議 室 B	1,400 円	900円	900円	1,400 円
第 4 会 議 室 A 及 び 第 4 会 議 室 B	2,400 円	1,600 円	1,600 円	2,400 円
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —

イ～キ 略

(2) 略